平成27年度事業計画の修正について

3月18日の第65回運営委員会後、認可手続きに入る段階において、国からの指示により27年度事業計画の一部を以下のとおり修正しましたので、ご報告いたします。

認可された事業計画

第65回運営委員会(平成27年3月18日)時点

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(6) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度や介護保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

また、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組 みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広 く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(6) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度や介護保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

また、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組 みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広 く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ 加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を 踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業 主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

3. 保健事業

(3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康 診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康 づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域 の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康 増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、 具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに保険者協議会や地 域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との 連携強化を図る。また、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応 など、加入者の適切な受診行動を促す取組みを進める。 モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ 加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を 踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業 主に響く広報を実施する。

<u>医療資源が有限であることを踏まえ、加入者の適切な受診行動</u> を促すよう努める。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

3. 保健事業

(3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康 診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康 づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域 の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康 増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、 具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに保険者協議会や地 域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との 連携強化を図る。